

令和 2 年
第 1 回八雲町議会臨時会
議 題

開会 令和 2年 1月24日
閉会 令和 2年 1月 日

八 雲 町

議案第 1 号

令和元年度八雲町一般会計補正予算（第 8 号）

令和元年度八雲町の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 18,047 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17,439,442 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 1 月 24 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15 国庫支出金		1,193,308	318	1,193,626
	1 国庫負担金	627,762	318	628,080
16 道支出金		726,731	34,559	761,290
	1 道負担金	404,273	159	404,432
	2 道補助金	253,926	34,400	288,326
19 繰入金		2,611,212	△20,460	2,590,752
	1 基金繰入金	2,611,212	△20,460	2,590,752
20 繰越金		74,576	3,630	78,206
	1 繰越金	74,576	3,630	78,206
歳 入	合 計	17,421,395	18,047	17,439,442

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		4,149,149	0	4,149,149
	1 総務管理費	4,073,188	0	4,073,188
3 民生費		2,566,989	4,507	2,571,496
	1 社会福祉費	1,513,055	3,878	1,516,933
	2 児童福祉費	1,053,934	629	1,054,563
6 農林水産業費		699,754	13,540	713,294
	3 水産業費	220,168	13,540	233,708
歳 出	合 計	17,421,395	18,047	17,439,442

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	1,193,308	318	1,193,626
16 道支出金	726,731	34,559	761,290
19 繰入金	2,611,212	△20,460	2,590,752
20 繰越金	74,576	3,630	78,206
歳入合計	17,421,395	18,047	17,439,442

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	4,149,149	0	4,149,149
3 民生費	2,566,989	4,507	2,571,496
6 農林水産業費	699,754	13,540	713,294
歳出合計	17,421,395	18,047	17,439,442

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	補 正 額		一 般 財 源
國道支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
400	0	0	△400
477	0	0	4,030
34,000	0	△20,460	0
34,877	0	△20,460	3,630

2 歳 入

15 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 民生費国庫負担金	602,539	318	602,857
計	627,762	318	628,080

16 款 道支出金

1 項 道負担金

	千円	千円	千円
1 民生費道負担金	332,052	159	332,211
計	404,273	159	404,432

16 款 道支出金

2 項 道補助金

	千円	千円	千円
1 総務費道補助金	29,345	400	29,745
4 農林水産業費道補助金	157,152	34,000	191,152
計	253,926	34,400	288,326

19 款 繰入金

1 項 基金繰入金

	千円	千円	千円
2 ふるさと応援基金繰入金	2,376,212	△20,460	2,355,752
計	2,611,212	△20,460	2,590,752

20 款 繰越金

1 項 繰越金

	千円	千円	千円
1 繰越金	74,576	3,630	78,206
計	74,576	3,630	78,206

節		説 明	
区 分	金 額		
2 児童福祉費負担金	千円 318	養育医療負担金	千円 318

2 児童福祉費負担金	千円 159	養育医療負担金	千円 159

1 総務管理費補助金	千円 400	災害備蓄品整備事業交付金	千円 400
3 水産業費補助金	34,000	ホタテ貝へい死対策支援事業交付金 漁業振興設備等整備事業交付金	27,100 6,900

1 ふるさと応援基金 繰入金	千円 △20,460	ふるさと応援基金繰入金	千円 △20,460

1 前年度繰越金	千円 3,630	前年度繰越金	千円 3,630

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
13 災害対策費	千円 14,878	千円 0	千円 14,878	千円 400	千円	千円	千円 △400
計	4,073,188	0	4,073,188	400	0	0	△400

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

3 高齢者福祉費	千円 417,604	千円 3,878	千円 421,482	千円	千円	千円	千円 3,878
計	1,513,055	3,878	1,516,933	0	0	0	3,878

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 児童福祉総務費	千円 70,178	千円 629	千円 70,807	千円 477	千円	千円	千円 152
計	1,053,934	629	1,054,563	477	0	0	152

6 款 農林水産業費

3 項 水産業費

2 水産業振興費	千円 105,957	千円 13,540	千円 119,497	千円 34,000	千円	千円 △20,460	千円
計	220,168	13,540	233,708	34,000	0	△20,460	0

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
		財源内訳の変更 (一般財源から道支出金へ400千円変更)	

28 繰出金	千円 3,878	介護保険事業特別会計繰出金	千円 3,878

20 扶助費	千円 629	養育医療費	千円 629

19 負担金補助及び交付金	千円 13,540	ホタテ貝へい死対策支援事業補助金 漁業振興設備等整備事業補助金	千円 6,640 6,900

議案第 2 号

令和元年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和元年度八雲町の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 サービス事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,878 千円を追加し、サービス事業勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 106,984 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和2年1月24日提出

八雲町長 岩村克詔

第1表 歳入歳出予算補正（サービス事業勘定）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		千円 55,763	千円 3,878	千円 59,641
	2 他会計繰入金	44,339	3,878	48,217
歳 入 合 計		103,106	3,878	106,984

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 サービス事業費		千円 103,073	千円 3,878	千円 106,951
	1 居宅サービス事業費	71,248	3,878	75,126
歳 出 合 計		103,106	3,878	106,984

第 2 表

繰 越 明 許 費 補 正

(追加)

(単位:千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 サービス事業費	1 居宅サービス事業費	デイサービスセンター送迎用車両購入事業	3,878

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括（サービス事業勘定）

（歳入）

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 繰入金	55,763	3,878	59,641
歳入合計	103,106	3,878	106,984

（歳出）

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 サービス事業費	103,073	3,878	106,951
歳出合計	103,106	3,878	106,984

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	一 般 財 源		
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	3,878
0	0	0	3,878

2 歳 入 (サービス事業勘定)

2 款 繰入金

2 項 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 一般会計繰入金	44,339	3,878	48,217
計	44,339	3,878	48,217

3 歳 出 (サービス事業勘定)

1 款 サービス事業費

1 項 居宅サービス事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 居宅介護 サービス事 業費	71,248	3,878	75,126				3,878
計	71,248	3,878	75,126	0	0	0	3,878

節		金額	説明
区分	金額		
1 一般会計繰入金	千円 3,878	一般会計繰入金	千円 3,878

節		金額	説明
区分	金額		
12 役務費	千円 37	自動車損害保険料	千円 37
18 備品購入費	3,779	自動車購入費	3,779
27 公課費	62	自動車重量税	62

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年 1 月 24 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

専 決 処 分 書

令和元年度八雲町一般会計補正予算（第7号）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和元年12月27日

八雲町長 岩村克詔

令和元年度八雲町一般会計補正予算（第7号）

令和元年度八雲町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ282,305千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,421,395千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		千円 5,297,148	千円 25,360	千円 5,322,508
	1 地方交付税	5,297,148	25,360	5,322,508
18 寄附金		2,246,141	196,175	2,442,316
	1 寄附金	2,246,141	196,175	2,442,316
19 繰入金		2,550,442	60,770	2,611,212
	1 基金繰入金	2,550,442	60,770	2,611,212
歳 入 合 計		17,139,090	282,305	17,421,395

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 3,866,844	千円 282,305	千円 4,149,149
	1 総務管理費	3,790,883	282,305	4,073,188
歳 出 合 計		17,139,090	282,305	17,421,395

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
11 地方交付税	5,297,148	25,360	5,322,508
18 寄附金	2,246,141	196,175	2,442,316
19 繰入金	2,550,442	60,770	2,611,212
歳入合計	17,139,090	282,305	17,421,395

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	3,866,844	282,305	4,149,149
歳出合計	17,139,090	282,305	17,421,395

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	196,175	86,130
0	0	196,175	86,130

2 歳 入

1 1 款 地方交付税

1 項 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 地方交付税	5,297,148	25,360	5,322,508
計	5,297,148	25,360	5,322,508

1 8 款 寄附金

1 項 寄附金

目	千円	千円	千円
2 ふるさと応援寄附金	2,246,140	196,175	2,442,315
計	2,246,141	196,175	2,442,316

1 9 款 繰入金

1 項 基金繰入金

目	千円	千円	千円
2 ふるさと応援基金繰入金	2,315,442	60,770	2,376,212
計	2,550,442	60,770	2,611,212

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
12 地域振興対策費	3,449,622	282,305	3,731,927			196,175	86,130
計	3,790,883	282,305	4,073,188	0	0	196,175	86,130

節		説	明
区 分	金 額		
1 地方交付税	千円 25,360	普通交付税	千円 25,360

1 ふるさと応援寄附金	千円 196,175	ふるさと応援寄附金	千円 196,175

1 ふるさと応援基金繰入金	千円 60,770	ふるさと応援基金繰入金	千円 60,770

節		説	明
区 分	金 額		
8 報償費	千円 55,547	ふるさと応援寄附記念品	千円 55,547
12 役務費	5,223	ふるさと応援寄附記念品運搬料	5,223
13 委託料	25,360	ふるさと応援寄附金事務代行業務委託料	25,360
25 積立金	196,175	ふるさと応援基金積立金	196,175

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 1 月 24 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 1 月 15 日

八雲町長 岩 村 克 詔

損害賠償額の決定について

町は、令和元年 12 月 4 日、八雲町熱田の町道広域営農線において、道路路側帯外側に設置された除雪作業範囲標示用の鉄筋製スノーポールが、車道内に傾いていたことにより、走行中の自家用車の左ドアミラー部に接触し損害を与えたことについて、国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項の規定により、その損害を賠償するため、次のとおり損害賠償の額を決定する。

- | | |
|------------|------------------------------|
| 1 損害賠償の額 | 40,000 円 |
| 2 損害賠償の相手方 | 二海郡八雲町浜松 247 番地 1
倉 地 佳 子 |

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 1 月 24 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

専 決 処 分 書

町営住宅の明渡しに関する訴えの提起について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 1 月 6 日

八雲町長 岩 村 克 詔

町営住宅の明渡しに関する訴えの提起について

1. 当事者

原告となるべき者

八雲町 代表者 八雲町長 岩 村 克 詔

被告となるべき者

住 所 二海郡八雲町*****

氏 名 * * * *

2. 訴えの要旨

被告となるべき者は、建物明渡し請求に係る町営住宅**団地部屋番号*号（以下「本件町営住宅」という。）に住居しているが、長期間にわたり家賃を滞納し、町の再三にわたる納付催告にもかかわらず、これに応じなかった。

そこで町は、被告となるべき者に対し、本件町営住宅に係る明渡し請求を行ったが、被告となるべき者は、指定期日を過ぎても退去せず入居を継続しているため、建物明渡し等を求める訴えを提起する。

3. 請求の内容

- (1) 被告となるべき者は、町に対し、本件町営住宅を明け渡すこと。
- (2) 被告となるべき者は、町に対し、滞納家賃 1,254,860 円と、令和元年 9 月 5 日から本件町営住宅の明渡しを行う日まで、1 箇月 15,000 円の割合による金員を支払うこと。
- (3) 訴訟費用は、被告となるべき者の負担とすること。
との旨の判決を求める。

4. 訴えの提起に至るまでの経過概要

- (1) 町は、被告となるべき者に対し、平成 16 年 8 月 5 日に本件町営住宅への入居を決定し、被告となるべき者は本件町営住宅に入居した。
- (2) 被告となるべき者は、平成 21 年 9 月分から令和元年 8 月分までの賃料のうち、合計 1,252,360 円の支払いを怠った。
- (3) 町は、被告となるべき者に対し、令和元年 9 月 5 日に内容証明・配達証明及び普通郵便にて、令和元年 9 月 30 日までに本件町営住宅を明け渡すこと、また、同日までに滞納金を支払わなければ、同日付けで入居許可を取り消す旨の意思表示をした。
- (4) 被告となるべき者は、入居許可取消しまでの滞納家賃 1,254,860 円などの支払いに応じないまま、本件町営住宅を占有している。
- (5) よって、町は、被告となるべき者に対し、本件町営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求める。

5. 訴えを提起する日

令和 2 年 1 月（代理人の準備が整い次第）

6. 管轄裁判所

江差簡易裁判所

7. 訴訟に関する取扱いなど

弁護士法人佐々木総合法律事務所代表社員佐々木泉顕氏ほか（札幌市）を代理人として、上記訴えを提起する。

被告となるべき者から滞納家賃等を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が確実に見込まれる場合は、和解するものとする。

判決の結果、必要がある場合は上訴する。

報告第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 1 月 24 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

専 決 処 分 書

町営住宅の明渡しに関する訴えの提起について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 1 月 6 日

八雲町長 岩 村 克 詔

町営住宅の明渡しに関する訴えの提起について

1. 当事者

原告となるべき者

八雲町 代表者 八雲町長 岩 村 克 詔

被告となるべき者

住 所 二海郡八雲町*****

氏 名 * * * *

2. 訴えの要旨

被告となるべき者は、建物明渡し請求に係る町営住宅**団地部屋番号*号（以下「本件町営住宅」という。）に住居しているが、長期間にわたり家賃を滞納し、町の再三にわたる納付催告にもかかわらず、これに応じなかった。

そこで町は、被告となるべき者に対し、本件町営住宅に係る明渡し請求を行ったが、被告となるべき者は、指定期日を過ぎても退去せず入居を継続しているため、建物明渡し等を求める訴えを提起する。

3. 請求の内容

- (1) 被告となるべき者は、町に対し、本件町営住宅を明け渡すこと。
- (2) 被告となるべき者は、町に対し、滞納家賃 380,990 円と、令和元年 10 月 4 日から本件町営住宅の明渡しを行う日まで、1 箇月 2,300 円の割合による金員を支払うこと。
- (3) 訴訟費用は、被告となるべき者の負担とすること。
との旨の判決を求める。

4. 訴えの提起に至るまでの経過概要

- (1) 町は、被告となるべき者に対し、平成8年6月3日に町営住宅**団地
部屋番号**号への入居を決定し、被告となるべき者は町営住宅**団地
へ入居した。その後、平成18年10月23日に本件町営住宅への入居を決
定し、被告となるべき者は本件町営住宅に入居した。
- (2) 被告となるべき者は、平成16年9月分から令和元年9月分までの賃料
のうち、合計380,700円の支払いを怠った。
- (3) 町は、被告となるべき者に対し、令和元年10月4日に内容証明・配達
証明及び普通郵便にて、令和元年10月31日までに本件町営住宅を明け渡
すこと、また、同日までに滞納金を支払わなければ、同日付けで入居許可
を取り消す旨の意思表示をした。
- (4) 被告となるべき者は、入居許可取消しまでの滞納家賃380,990円などの
支払いに応じないまま、本件町営住宅を占有している。
- (5) よって、町は、被告となるべき者に対し、本件町営住宅の明渡し及び滞
納家賃等の支払いを求める。

5. 訴えを提起する日

令和2年1月（代理人の準備が整い次第）

6. 管轄裁判所

江差簡易裁判所

7. 訴訟に関する取扱いなど

弁護士法人佐々木総合法律事務所代表社員佐々木泉顕氏ほか（札幌市）を
代理人として、上記訴えを提起する。

被告となるべき者から滞納家賃等を完納する旨の申入れがあり、かつ、そ
の履行が確実に見込まれる場合は、和解するものとする。

判決の結果、必要がある場合は上訴する。

